

船舶事故調査報告書

令和元年12月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	陸上荷役施設損傷
発生日時	令和元年5月16日 05時30分ごろ
発生場所	阪神港堺泉北区の企業専用岸壁 大阪府石津港南防波堤灯台から真方位311°370m付近 (概位 北緯34°33.5′ 東経135°26.4′)
事故の概要	貨物船第二十五宝祥丸は、着岸作業中、陸上荷役施設に接触し、同施設が破損した。
事故調査の経過	令和元年6月6日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第二十五宝祥丸、494トン
船舶番号、船舶所有者等	134187、宝祥海運建設株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 なし 陸上荷役施設 鋤滓の取入れ装置に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、船長が、船橋で操船に当たり、乗組員を船首及び船尾に配置し、入船左舷着けで着岸作業中、ふだんよりも岸壁への進入角度が大きく、速力もほとんどない状態で右旋回していたところ、荷役岸壁に設置されている‘ホッパーと呼ばれる鋤滓の取入れ装置’（以下「本件ホッパー」という。）に左舷の予備錨が接触した。 船長は、船首方が逆光で見えづらかったので、船首配置の乗組員から本件ホッパーへの接近の情報を得て進行すべきであったと本事故後に思った。
分析	本船は、ふだんよりも岸壁への進入角度が大きい状態で着岸作業中、船長が、船首配置の乗組員から本件ホッパーへの接近の情報を得ておらず、船首方が逆光で見えづらい状況で岸壁に接近したことから、左舷の予備錨が本件ホッパーに接触し、本件ホッパーが損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、ふだんよりも岸壁への進入角度が大きい状態で着岸作業中、船長が、船首配置の乗組員から本件ホッパーへの接近の情報を得ておらず、船首方が逆光で見えづらい状況で岸壁に接近したため、左舷の予備錨が本件ホッパーに接触したことにより発生したものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 離着岸作業の支障となる施設がある場合は、船橋、船首及び船尾配置の乗組員間で連絡を密に取り、船体の位置、作業の状況等の情報を共有しながら操船すること。
--------------	--